

課税事業者は、課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から2か月以内（個人事業者は翌年の3月31日まで）に、所轄税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、その申告書に記載した消費税額及び地方消費税額を納付します。

また、直前の課税期間の年間消費税額が一定額を超える場合には、中間申告・納付が必要です。

- ① 直前の課税期間の年間消費税額が4,800万円を超える場合には、1か月ごとに年11回、それぞれ直前の課税期間の年間消費税額の12分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付、
- ② 直前の課税期間の年間消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合には、3か月ごとに年3回、それぞれ直前の課税期間の年間消費税額の4分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付、
- ③ 直前の課税期間の年間消費税額が48万円を超え400万円以下の場合には年1回、直前の課税期間の年間消費税額の2分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付することになります。

中間申告の申告・納付の期限は、原則として、各中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内となります。

なお、それぞれの期間について仮決算を行い、それに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することもできます。

また、個人事業者は平成27年分から、事業年度が1年の法人は平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月決算分）から、直前の課税期間の年間消費税額が48万円以下の事業者でも、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、中間申告・納付することができます。

※1 確定申告書及び仮決算による中間申告書には、明細書（付表）の添付が必要です。

※2 個人事業者の消費税及び地方消費税の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。